

七尾市緊急経済対策経営安定融資利子補給 Q&A

令和 2 年 12 月 17 日現在

1.対象などについて

Q1.日本政策金融公庫の「特別利子補給制度（実質無利子化）」を利用している場合は

A1.「特別利子補給制度」の対象外となる部分についてのみ利子補給を行います。

Q2.石川県の「新型コロナウイルス感染症緊急特別融資」で無利子化を利用している場合は

A2.無利子化の対象外となる部分についてのみ利子補給を行います。

Q3.令和 2 年 3 月 25 日に開始した石川県の「新型コロナウイルス感染症特別融資」は利子補給の対象となるか

A3.対象にはなりません。

Q4.利子補給の上限 30 万円とは

A4.一事業者が申請可能な金額です。

Q5.利子補給の申請は何度でもできるか

A5.限度額 30 万円に達するまでであれば何度でも申請できます。

2.申請について

Q6.申請はどのようにすればよいか

A6.融資の決定後 6 か月以内に申込書を提出してください。

Q7.申込後はどうすればよいか

A7.利子を一年間支払い終わった後に、交付申請書兼実績報告書を提出してください。

Q8.対象となる融資契約が複数ある場合は

A8.融資契約ごとに申請が必要となります。また、利子補給は実績報告書の受付順に給付します。

Q9.申込書の返済期間には何を記入すればよいか

A9.「～月」には据置期間を含めた返済の期間、「～回」には元金返済の回数をご記入ください。

Q10.添付書類の契約書の写しについて

A10.契約書は、借主・融資実行日・融資額・利率が分かる部分の写しを提出してください。また、「無利子分」と「有利子分」の契約書の両方を提出してください。

（無利子分の融資がなく）有利子分のみで融資をご利用の方は SN 保証等の認定書の写しを提出してください。

Q11.契約書に融資名の記載がない場合は

A11.信用保証書などの融資名が分かる書類をご提出ください。